

# 小金井市ゴルフ協会 会則

(2021年5月改訂)

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「小金井市ゴルフ協会」を正式名称とし、略称を「小金井会」という。

第2条 本会は、事務所を連絡担当窓口理事宅におく。

(目的と事業)

第3条 本会は、ゴルフ競技を通して市民の体力向上、健康増進を図り、併せて会員相互の親睦を図ると共に、技術の向上を目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 会員のために年間数回の競技会の開催
- (2) その他、本会の目的達成のための事業の実施

(会員)

第5条 本会の会員は、下記の項目の何れかに該当することとする。

- (1) 小金井市内在住者、在勤者。
- (2) 上記の項目に該当しない入会希望者で、市内在住会員2名以上の推薦を受け理事会の承認を得た者。
- (3) 本会入会後は上記要件に拘束されないものとする。

第6条 本会に入会を希望するときは、入会申込書に必要事項を記入し、理事会の承認を得ることとする。

第7条 会員が次の各号の何れかに該当するときは、理事会の承認を得て退会とする。

- (1) 会員が退会届を提出したとき
- (2) 会員が1年以上会費を滞納したとき
- (3) 会員が会則に反したとき

第8条 本会は、反社会的勢力並びにその関係者の方の入会は固くお断りすることとする。

## 第2章 役 員

第9条 本会には下記の役員をおく。

但し、若干の増減は理事会の決議を経て行うことができる。

- (1) 理 事 5名以上10名以内
- (2) 監 事 1名以上2名以内

(役員の仕事と選出)

第10条 役員は、総会において選出し、仕事は次の通りとする。

- (1) 会 長 本会の最高の責任者で、本会の会務を統括する。  
理事会が立候補又は推薦を得た理事の中から選出し、総会で承認を得る。
- (2) 理事長 理事会を招集し、その議決に基づき本会の業務を統括・執行する。  
また、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
理事会が立候補又は推薦を得た理事の中から選出し、総会で承認を得る。
- (3) 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。  
必要に応じ、理事の中から理事会で選出する。
- (4) 理 事 理事会を構成し、本会の業務を議決し、執行する。  
立候補又は推薦された会員を理事会で選考し、名簿案を作成提出して総会の承認を得る。  
尚、立候補者は、改選年の2月末迄に理事会に届け出ることとする。
- (5) 会 計 本会の会計を処理する。  
理事会で選出する。
- (6) 監 査 役員のうち監事が担当し、本会の会計を監査する。

- 第11条 本会に相談役をおくことができる。
- 2 相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
  - 3 相談役の任期は4年を最長とする。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。  
また、何らかの理由で欠員が生じた場合は、理事会で選出し、選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

- 第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、原則年1回の開催とし、会長が招集して行う。但し、会長が必要と認めた場合は特別に開催する事がある。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 第14条 総会は、本会の決算報告、予算編成、会則改訂並びに重要事項を議決する。

- 第15条 総会の議事は、出席者の過半数の決議をもって可決とする。可否同数の場合は、議長が決定する。欠席者は議長に委任した者として扱う。

- 第16条 理事会は、理事と監事により構成し本会の日常活動を円滑に運営するため理事長が招集する。また、理事の発議によって開催する場合もある。

主たる討議事項は年度事業計画の作成、決算報告書(案)の作成、会則の改訂、事業実施細部の策定、その他本会の活動に関連する事項。

2 理事会は必要に応じ、各種委員会を設置できる。

- 第17条 諸般の事情により本会則の改訂、追補を必要と認めた場合は、会長が理事会を招集し、決定することができる。この場合の改訂、追補は事後、総会にて承認を得ることとする。

### 第4章 会 計

(本会の経理)

- 第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他雑収入をもってこれにあてる。

(会 費)

- 第19条 会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 1,000円  
但し、再入会者は入会金を免除する。
- (2) 年会費 5,000円  
但し、半年経過後の入会者は3,000円とする。  
年会費は4月末日までに納入することとする。
- (3) 参加費(競技会のパーティ費、賞品代等)  
3,000円/回  
但し、雑収入により軽減することがある。

- 第20条 本会の収支は、すべて予算に計上し、次の総会に報告しなければならない。

- 第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第22条 決算及びこれに関するすべての報告は、総会の承認を受ける前に、監査を受けなければならない。

### 第5章 雑 則

- 第23条 本会則の施行の細則、並びに競技の細則は、理事会にてこれを定める。

## 競 技 規 則

1. 競技規則の詳細は理事会にて決定し、別に定める小金井会内規に表示する。
2. 会員のハンディキャップは、前2年間の成績をもとに3月末の理事会にて決定する。
3. 競技会における表彰は次の通りとし、その他の表彰は理事会で協議し、その都度取り決める。
  - (1) 優勝、準優勝、3位、BBには賞品を与える。
  - (2) 同スコアの場合は、マッチングスコアカード方式により順位を決定する。

## 付 則

1. 施行期日：本会則は昭和53年4月14日から施行する。
4. 改訂履歴：本会則は平成22年6月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成23年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成24年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成26年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成27年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成28年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は平成29年5月1日から改訂し施行する。
  - ：本会則は2021年5月1日から改訂し施行する。

### \*平成23年5月1日改訂分

1. 役員増員 1名 \*会員増加による会務増に対処するため。
2. 年会費軽減 5,000円/年・人
  - \*上記に伴い半期過ぎ入会者の年会費は3,000円とする。
  - \*会員増による収入増の見込みによる。

### \*平成24年11月1日改訂分

1. HP開設に伴う、HP運営委員会の設置と運用について補追として追加。

### \*平成26年5月1日改訂分

1. 役員会を理事会へ名称変更に伴う改訂。
2. 第22条 反社会的勢力の方の入会拒否を表明。
3. ハンディキャップ更新方法の変更。

### \*平成27年5月1日改訂分

1. 第4条 市外在住、在勤者の入会に関する条項を1項目にまとめた。

### \*平成28年5月1日改訂分

1. 役職の表現を明確にし、委員会の設置を規定。
2. 第6章 追補は会則への記載に馴染まないため全文削除した。

### \*平成29年5月1日改訂分

1. 会則を簡素化し、細目は内規に統一した。

### \*2021年5月1日改訂分

1. 理事会で決議され総会に諮られなかった改訂項目について見直しを行い整理した。
2. 会員の章に、会員の定義、入会方法、退会方法をまとめた。
3. 競技規則に、順位決定方法としてマッチングスコア方式を取り入れた。